

1. 件名：検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和2年2月13日（木）14：00～15：15

3. 場所：原子力規制庁 13階BC会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 高橋課長補佐

実用炉監視部門 吉野企画調査官、小野上級原子炉解析専門官、吉田主任監視指導官

専門検査部門 小坂企画調査官

東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部 保安管理グループ 副長 他1名

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力安全部門 安全管理グループ マネジャー 他2名

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 課長 他1名

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループ 担当

原子力エネルギー協議会 副長 他2名

5. 要旨

- (1) 原子力エネルギー協議会（以下「A T E N A」という。）等から、配布資料（1）に基づき、許認可に基づく要求事項（実条件性能）に対する、定期事業者検査及び月例試験等で確認する内容についてのイメージ、及び事前調整（プレコンディショニング）の実施要否について、12月25日の面談時に原子力規制庁から明確化を求めた点に対する検討結果の説明があり、原子力規制庁と意見交換を以下のとおり行った。
- (2) 原子力規制庁から、月例試験の実条件性能評価については、プラントでフルフローテストラインの有無によってシステム構成等は異なるため、基本的な方針は同じであっても方法論は異なるので、それぞれのシステムで技術的に合理的な説明ができるように、A T E N A等でオペラブルの評価方法を整理して、次回の面談時に説明することとなった。
- (3) 原子力規制庁から、フルフローテストラインを原子炉運転中に使用する際に悪影響が発生するとA T E N A等が主張することについて、その内容を技術的に説明するよう求めた。
- (4) 原子力規制庁から、重大事故等対応設備（S A設備）について、定期事業者検査で動的機器は単体での運転状態確認を実施しているとのことであるが、具体的にどのような内容で機能確認をしているのか、整理して説明するよう求めた。

(5) A T E N A等から、非常用ディーゼル発電機において設備保全として定期的な注油及びターニングを行い、かつ、サーベイランス直前でも注油・ターニングを実施する必要があるという説明であったが、原子力規制庁からサーベイランス直前でも注油及びターニングを行う必要があることを技術的根拠に基づいて説明するように求めた。

6. 配布資料

(1) 実条件性能および定期試験等における確認行為の対応関係について (A T E N A資料)